

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0852)

第1回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和5年10月5日 非公開

開催日時	令和5年10月5日	9時30分～10時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 特定最低賃金改正決定の諮問について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 審議日程について。 5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 賃金指導官の青木と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それではただいまから、第1回群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素</p>

形材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

賃金室長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

基準部長

労働基準部長の津田でございます。

改めまして、本日第1回目の本専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に多大なご支援とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見をいただいたところでございます。改正について、ご審議をいただくことと相成りました。

特定最低賃金は、地域別の最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットで、行政機関に決定を義務付けるという位置づけでございますが、これとは趣を異にいたしまして、企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものとしたしまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

専門部会委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。

お手元の資料2、鉄鋼のインデックスをご覧いただきたいと思っております。

こちらの委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様のご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のまま結構でございますので、よろしくお願い

いたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、鈴木委員でございます。高橋委員でございます。米本委員でございます。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、田代委員でございます。原委員でございます。鷺澤委員でございます。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、新野委員でございます。金井委員でございます。五十嵐委員でございます。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしく願いいたします。

事務局につきましては、資料3に名簿をつけておりますので、こちらをご確認いただければと思います。

次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項におきまして、同法第24条を準用するとされており、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表させていただきます。

部会長には、 委員、部会長代理には 委員をそれぞれ選出するとのことでした。

労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

はい。ありがとうございます。

それでは、全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。

では、部会長になられました 委員、部会長代理になられました 委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。

最初に、 委員から、お願いいたします。

部会長

この度部会長にお選びいただきました でございます。

昨年度に引き続きまして、この鉄鋼の方の特定最低賃金の部会長

	<p>をさせていただきます。</p> <p>最低賃金には、昨今の労働状況ですとか経済状況、それと物価の状況で、かなり多くの注目が集まっているかと存じます。</p> <p>真摯な議論が出来ればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、■■■■委員にお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理にお選びいただきました■■■■と申します。</p> <p>部会長代理として、部会長の議事進行のサポートが出来るように頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。お手元の資料4、群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらの運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなっております。第3条では専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公開、第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第9条で審議会会長への報告、第10条で専門部会の廃止、といったことについて規定されております。ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ただいま事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程についてご説明がありました。</p> <p>これについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
	<p>【特になし】</p>

部会長	<p>特にご意見等なければ、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、令和5年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ございます。</p> <p>まず、1点目は、専門部会の公開・非公開について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料4の、運営規程を再びご覧いただきたいと思います。</p> <p>専門部会の会議は、例年、運営規程第7条第1項のただし書きにございます、公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれる恐れがある場合に該当するとして、第1回目から非公開とされておりまして。</p> <p>本年度は、7月4日に開催されました審議会におきまして、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されておりまして。</p> <p>この審議会の意向も参考にいただきまして、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は例年、第1回目の会議から非公開としているところですので。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会でも議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されておりまして。</p> <p>部会長といたしましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適切と考えておりますが、ご意見等ありましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、ご賛同いただいたものと理解させていただきます。</p> <p>本年度も第1回目会議から非公開といたします。</p> <p>さらに続きまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録と会議の資料の公開・非公開について、ご説明</p>

させていただきます。

運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議と同様原則公開であるものの、ただし書き以降に、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができるとされております。

令和2年度にご審議いただいたことで、令和2年度からは専門部会の議事録と会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言された委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただきます。

加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいているところでございます。

そこで、本年度の議事録の公開・非公開の取り扱いにつきましても、ご審議をお願いしたいと思います。

なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定された不開示情報を除き、開示されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

2点目は以上でございます。

部会長

事務局からのご説明がありましたとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開してきております。

加えて、労働局ホームページへの掲載もしてきております。

本年度の会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

部会長

よろしいでしょうか。

それでは、ご異議ないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は、公開といたします。

重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。

議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することといたします。

事務局にお願いしている資料も公開を基本といたしますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。

また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言するようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたします。よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

ありがとうございます。

この他に、運営規程について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【特になし】

部会長

よろしいでしょうか。

特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思えます。

それでは次に、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局

特定最低賃金改正決定の諮問について、ご報告させていただきます。資料8に諮問文の写しをつけております。8月9日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているところをごいまして、そこでまず、特定最低賃金の改正決定の仕組みや今回の諮問に至るまでの経過などについて、ご説明いたします。

資料5に戻っていただきまして、特定最低賃金の仕組みをご覧いただきたいと思えます。

項目1にありますように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて、設定されるものでございます。

項目2は、決定の仕組みでございまして、関係労使から改正等の申出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定されるものとなっております。

決定に際して、※印にありますように、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けしていることに対しまして、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより決定するといったものとなっております。

それでは、前置きが長くなりましたけれども、今回の特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご説明いたします。

次の、資料6をご覧くださいと思います。

こちらには、特定最低賃金4業種ごとの改正決定に関して行われた申出を一覧にしております。申出者など、ご覧のとおりでございます。

この元となる申出書につきましては、資料7に写しを添付しております。4業種から提出されまして、これらの申出によりまして、8月2日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対し改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8月9日に審議会長から4業種いずれも改正決定の「必要性有り」との答申がなされました。

そこで、資料8のとおり今回の改正決定について、諮問をさせていただいたという経過にあります。

諮問により審議会におきまして、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することの決議をいただいております。

なお、事務局では、翌日8月10日に4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いました。すべての業種におきまして意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

事務局から特定最低賃金改正決定の諮問等について、説明がありました。

これらについて、ご質問等がございましたらお願いいたします。

【特になし】

部会長

はい。ご質問等ないようですので、次に進ませていただきます。最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。資料10をご覧くださいと思います。

こちらは最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令第6条第5項と第7項でございます。

第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。

8月9日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、ご報告いたします。

また、同条第7項では、専門部会の廃止について規定されております。「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされております。具体的には、運営規程第10条にありますように、特定最低賃金にかかる異議の申出がなかった場合に廃止されるということになります。専門部会の廃止に伴う委員の皆様への解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい。事務局からのご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となりますので、よろしく願いいたします。

また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について、説明がありました。これについてもご了解をお願いいたします。

これらのことについて、何かご質問等ございますでしょうか。

【特になし】

部会長

それでは、ご質問等がないようですので、次に進ませていただきます。

続きまして、特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

はい。資料11をご覧くださいと思います。

こちらには、令和2年度から令和5年度までの審議状況を書き出しております。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程でございます。

次の、資料12をご覧くださいと思います。

こちらは特定最低賃金専門部会の日程となっております。委員の

皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。こちらの日程表のとおり会議を開催させていただきたいと存じます。会議の開催回数は、8月9日の審議会におきまして議決されておりますように、本日を含めまして2回の開催日程となっております。ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上のご出席、又は、公・労・使の各側委員の3分の1以上のご出席が必要となっておりますので、6名以上の委員のご出席、又は、公・労・使の委員それぞれ1名以上が出席していただくことが必要となっております。委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮ではございますけれども、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、ご参考までに申し上げますが、電気部会の2回目の会議会場につきましては、会場予約の都合で1階共用会議室ではなく、7階大会議室において開催させていただきたくこととなっております。委員を兼ねている方は、ご了承をお願いいたします。

次に資料13でございますが、こちらは令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。

説明は、以上でございます。

部会長

はい。ただいま事務局からご説明がありました次回会議の日程ですが、委員の皆様はいかがでしょう。

このとおりでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

はい。それでは、次回第2回の鉄鋼業最低賃金専門部会の会議は、資料12の第2回欄に記載のとおり、10月24日（火）午前9時30分から、1階共用会議室にて開催いたします。ご出席をお願いいたします。

それでは続きまして（6）、特定最低賃金額の審議について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

はい。審議に資する資料といたしまして、4業種の専門部会共通で、最新のものをご用意させていただいております。

まず、資料14でございますけれども、こちら過去12年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況となっております。

資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。

資料 16 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。令和 4 年の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものでございます。

資料 17 は、令和 4 年度の特定最低賃金改正状況でございます。

資料 18 は、令和 5 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。

資料 19 は、令和 5 年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。

資料 20 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。

資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。

資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。

資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。

資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。

資料 25 は、消費動向調査結果でございます。

資料 26 は、第 209 回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。

資料 27 は、第 193 回企業経営動向調査結果でございます。

資料 28 が、労働市場速報となります。

資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。

事務局

監督官の大倉です。

それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をいたしますので、資料 19 をご覧ください。

はじめに 1 ページ目の、令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要を、ご説明いたします。

調査依頼事業所数は、2,095 件で、有効回答件数は、1,129 件でした。

調査は令和 5 年 6 月分の賃金額について行いました。

また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、表に書きだした業種を対象に、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしています。特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業は、100 人未満の事業所を調査対象としています。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復

元をして推計したものです。あくまでも推計したものですので、ご承知おきください。従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲の中に限るものとなっております。

続きまして、3ページになります。

賃金統計用語である、未満率と影響率についてご説明をいたします。こちらのイメージのとおりになりますが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

次にページ4にいきまして、鉄鋼業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。鉄鋼業の現行の最低賃金が976円でございますので、975円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、975円以下の累積労働者数は0人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は202人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は0%となりました。

従いまして、最低賃金額を下回っていた鉄鋼業の労働者は、1人もいなかったということになります。

4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっていますが、鉄鋼業のみの結果について、説明をさせていただきます。

8ページに参ります。この表は、鉄鋼業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものです。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフとなります。青色の棒グラフは一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、時給1,200円から1,500円以上の分布が見受けられ、時給1,500円以上の分布が最も多いという結果になっております。

次に12ページにいきます。この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、令和元年度から今年度の推移を表したものです。鉄鋼業は表の1番上となっております。未満率の推移をグラフにした表が右側にあります。鉄鋼業は令和元年度が1.1%、令和2年度13.4%と上昇し、令和3年度、令和4年

度、今年度は0%となり、未満率の増減が激しくなっております。
続きまして、14 ページです。5 の産業別の未満率と影響率の推移と題した表をご覧ください。平成26年度から令和5年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。鉄鋼業は表の1番上、線グラフではピンク色で示されております。

最後に15 ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額0円の場合から、引上げ額45円までの場合の影響率を表したものです。

以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要を説明させていただきました。

この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

部会長

はい。ただ今の事務局からの説明について、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

【特になし】

部会長

よろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があれば、お願いいたします。

事務局

はい。ご審議をしていただく前に、2点ほどご説明いたします。
1点目でございます。

特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。

労使間の意思疎通を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目でございます。

審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議において、労使の基本的な考え方をお示しいただいております。

2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されているという経過でございます。

以上でございます。

部会長

はい。それではこの後は、事務局からのご説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思っております。

それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。

まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いさせていただければと思います。その後は、自由にご審議をお願いいたします。

はじめに、労働者側委員から、お願いいたします。

■委員、お願いいたします。

労働者委員

今回より労働者側委員となりました■です。よろしくお願いいたします。

本専門部会は、群馬県内で、鉄鋼産業にて働く仲間の労働者の最低賃金を公労使で議論し、決定する会議です。

鉄鋼産業で働く労働者の代表として、発言をさせていただきます。

群馬県の鉄鋼業の最低賃金は、現在 976 円となっております。

また、群馬県の最低賃金は 10 月 5 日より改定され、過去最大の上げ幅となる 40 円の引上げで、935 円となります。

基幹産業である鉄鋼業は、高度な専門性や、高い熟練度が必要とすることに加え、危険を伴う作業もあることから、一定期間の教育訓練や技能培うことを要する産業であり、高技能、長期能力蓄積型産業に分類され、誰にでも出来る作業というわけではありません。作業で扱う設備や資材が大型のものが多いため、重大災害にも繋がる可能性が高く、暑熱対策にも限界があるなど、作業環境は他産業と比較しても厳しいものと成らざるを得ず、就業者にかかる肉体的・精神的負荷がとて高く、厳しい作業環境にある鉄鋼業としては、他産業と比較して魅力的な賃金水準が必要となります。

また、グローバル競争下で、他国の鉄鋼産業と渡り合っていくためには、サプライチェーンを含めた日本鉄鋼業界全体の底上げが必要となり、鉄鋼業が衰退することとなれば、日本のものづくり産業の崩壊、ひいては日本経済の破綻に繋がります。

また、生産年齢人口が減少する中で、鉄鋼業を維持・発展させるためには、優秀な人材の確保が欠かせません。しかしながら、鉄鋼業の採用状況は、企業規模に関わらず、年々厳しさを増していることで、定期採用も定員割れする企業も多く、採用者よりも離職者の方が多傾向の企業も増えており、労使で離職対策を講じながら、優秀な人材を確保していかなければなりません。

職業を選択するうえで優先されるのは、賃金を中心とした産業としての魅力ある労働条件と、労働環境によるところが大きく、魅力的でなければ当然、軽作業で作業環境が良く、専門性が必要ではない産業に、優秀な人材が流出してしまいます。

これからも、鉄鋼産業が維持・発展していくために、将来の鉄鋼

産業を担う優秀な人材を確保し、変化に対応しながら企業・産業・地域の発展に繋がるように、労使のイニシアティブを発揮して、鉄鋼産業にふさわしい水準を今年度も決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

部会長

はい。ありがとうございました。

他にいらっしゃいますでしょうか。■■■■委員、よろしくお願いいたします。

労働者委員

はい。労働者側を代表いたしまして、■■■■が意見を述べさせていただきます。

産業別最低賃金の審議に取り組むにあたりまして、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、経済、産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業にふさわしい優秀な人材を確保するうえで、特定最低賃金の引上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の引上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることに繋がる、極めて重要な取組であると受け止めております。

超少子高齢化、人口減少社会において、人材獲得競争が激化しておりますが、新規採用者は年々低下している一方、若年者に限らず、離職希望者への歯止めがきかない状況であります。こうした人手不足問題に対して、若年層の賃金をはじめとする魅力ある労働条件の確立が、まさに鉄鋼産業にとって、喫緊の重要課題でございます。

鉄鋼産業の現場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や、高い熟練度が必要となります。また、高熱重金職場とも呼ばれ、特に今年のような猛暑日が続く中では、一般的な作業環境とは異なり、特殊な環境での作業を余儀なくされております。

こうした厳しい作業環境で、懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、生活の安心、安定の確保、そして将来を担う優秀な人材確保のためには、魅力ある賃金水準を示すことが必要であります。

経営上の観点におかれましては、エネルギー問題、止まらぬインフレ、2024年問題など、収益を圧迫する問題が山積しているかと思われませんが、日夜安全第一に最新の注意を払いながら高熱重金職場で働く鉄鋼労働者、特に中小未組織労働者の賃金実態を十分認識され、鉄鋼業における最低賃金の引上げの必要性ありについて、最大限のご理解をお願いしたいと思います。

以上となります。

部会長

ありがとうございました。
更にございますでしょうか。はい、■■■■委員、お願いいたします。

労働者委員

労側■■■■です。よろしくお願いいたします。
先程2人から、鉄鋼業についてということでのお話がありました。私の方からは、特定最賃についてということで、少し述べさせていただければと思っております。

大きく2つあるのかなというふうに考えていまして。まず1点目ということでは、組織労働者の賃上げや、また企業内最低賃金協定を未組織労働者へ波及させ、更に、組織労働者と未組織労働者、また正社員と非正規雇用で働く労働者の賃金格差を是正する。こういったことがまず1つあるかなと考えております。

もう1点としましては、適切な賃金の引上げを促すことによりまして、産業内の公正競争確保し、また産業全体の健全かつ持続的な成長を促す。こういったことを目指す制度だというふうに認識をしております。

従いまして、この制度の役割、機能を果たすことによりまして、産業の魅力を向上し、人材の確保・定着を図ることで、産業の競争力を高めることにも繋がっていくというふうにも考えております。

このような考えも踏まえつつ、特定最賃は先ほどからありますように労使のイニシアティブにより設定するというところでありますので、具体的な金額につきましては今後審議会の中で、これまで同様の信頼関係によりまして労使合意ができ、また公益の先生方にも是非ご理解いただけるよう審議を進めていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。
それでは、使用者側委員の方から、ございますでしょうか。
■■■■委員、よろしくお願いいたします。

使用者委員

■■■■です。よろしくお願いいたします。
まずは、賃金アップが必要なのか、といったところなのですが、僕昨日まで海外に出張してきました。その国に10年ぶりに行ったのですが、かなり物価も上がっていました。新聞の報道にもあったと思うのですが、新幹線が開通したとか、高速道路が出来たとか。それくらいいうと、多分どこの国かわかると思う

のですけれども。そういったところに行って、そこは物価の上昇だとか、当然ながらそれに伴う労務コストの上昇だとか、そういったものは、日本と比べられないほど、かなり上がっているということです。

そういう状況の中で、経済の成長に繋がっているということも、すごく実感しました。ということなので、国の成長を促すためには、やっぱりそういったところで、賃金を上げる、インフレをカバーできるような、そういった態勢をとるということは、国、もしくは企業の取るべきものかなというふうには思っております。

ただし、今の日本の状況を見ますと、原材料費だとかエネルギー費だとか、そういったものが、かなり上がってきているといったところ。そういった厳しい経営環境の中で、中小企業庁や公正取引委員会が、大手の会社に対して、下請けの価格適正化を進めなさいというようなお触れが出てて、まさに今度11月は、下請け取引適正化月間ということで、取り組んでいます。

その大きなものは、原材料価格、エネルギー費、労務コストといった3本柱なのですが、先に挙げた2つに対しては、ほぼほぼ浸透しているかなといったところをどっかの統計でみましたが、労務コストを吸収してくれる会社っていうのは、今のところ、ほぼほぼないという状況があります。

ですので、最大手の会社以外は、なかなかそういった労務コストを吸収する態勢にないというのが、現実だということです。

そうはいっても、諸物価が上がっていますので、生計費、こういったものが上がっている中で、従業員の生活の安定を図るためには、賃金を上げるというようなことは、避けて通れないということで、弊社では、こないだの春闘について3%くらい賃上げをしたというようなことですが、そういったことで従業員のために動いているというようなことがあります。

ただし、それを上回るような過度な引上げ、こういったことが実現されると、企業の存続を危ぶませるといふようなところまで行ってしまうと、賃上げのために企業が倒れるなんて、そんなことがあってはならないというふうには思っております。

労働側の方から、人を確保するためには、賃金を上げるというようなものが喫緊の課題だといふようなこと。一面では、それはあると思うのですが、今後、労働人口が減る中で、賃金を上げて人を確保しようと思っても、それこそ限界があつて。労働力の確保が、企業の存続のリスクを高めるということにもなりかねない。人を確保するということについては、賃金だけじゃなくて、会社と人を繋ぐ絆、今の言葉でいうとエンゲージメントだとか、そういったものを

高めて、働きやすい魅力ある職場作りというようなところも、大事な要素だというふうに思っております。

なので、賃金の改定というのは、1つの要素だとは思いますがけれども、それだけじゃないですといったところ。そういったところを、総合的にバランスを取りながら、この改定だとか臨んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

続いて、いらっしゃいますでしょうか。■■■委員、お願いいたします。

使用者委員

■■■と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど■■■委員が言われたように、例えばですけれども、バンコクとかタイあたりの、ローカルの企業の平均の給料は、今1ドル150円くらいだから、だいたい1か月5万円くらいなんですよね。機械ものとか、そういうものについてですけれども、図面が1個あれば、世界中どこでも作れてしまうという現状の中で、こういう賃金が上がることが、先ほど言われたような、企業を存続するというのを考えると、まだ大変なのかなというイメージがあります。

しかし、エネルギーとか、物価が高騰しているということを考えると、賃金を先ほど言われたように上げていかなければいけないという実状がありますので、この辺については、今日いただいた資料と、労使間で話をし、適正な金額を決めていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

はい。■■■委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。■■■です。よろしくお願いいたします。

この特定最賃につきましては、使用者側は、年来必要なしと、基本的にはいらぬという意見を持っております。

特に鉄鋼に関しましては、さっきの調査を見ても、もうゼロばかり並んでいて、なくてもいいんじゃないかな、と感ずることもなくはないという感じがしています。公正競争とか、労働条件とかについても、維持された上でのゼロということですので、鉄鋼に特定最低賃金の設定が必要なのかなというようなことを、チラッと思った次第でございます。

<p>部会長</p>	<p>そうは言いましても、俎上に上がりましたので、真摯な討議をさせていただきたいというふうに思っております。 以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 公益委員から、ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>よろしいでしょうか。 他にご意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、今日は十分意見が出尽くしたようでございますので、今までのご意見を踏まえまして、次回の会議で具体的な金額の審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それではそのようにさせていただきます。 最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。委員の皆様から、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見等ないようですので、次回の会議では、事務局から提供いただいた資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

部会長	<p>それでは、非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第1回の鉄鋼業最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議、お疲れ様でございました。</p>
-----	---